

## 身近な相談相手 民生委員・児童委員

### ◎新しい民生委員・児童委員を紹介

平成28年12月1日から欠員となっていた民生委員・児童委員が、4月1日付で厚生労働大臣から委嘱されました。

福祉に関する悩みごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

《敬称略》

氏名	担当地区
伊藤 雅祥 (古川第1)	古川第1、第2
秋山 弘 (南)	宮前、屋形荒場、三本松、南
實川 薫 (木戸)	木戸、辻(丘)

※氏名の後の( )は、担当民生委員・児童委員の居住地区名

### ◎定期訪問

4月から、町内全域で担当地区の民生委員・児童委員が、次の世帯を対象に訪問調査をし、その後、見守りや生活上の相談を目的とした定期訪問を行います。民生委員・児童委員が訪問したときは、ご協力をお願いします。

**対象** ①65歳以上でひとり暮らし世帯 ②65歳以上の方だけで構成する世帯

### ◎救急医療情報キット「救急 命のバトン」を配付

「救急 命のバトン」は、不安を抱えるひとり暮らしの方が、緊急時に駆けつけた救急隊などが命のバトン(救急情報用紙)を発見することで、その方の病名などの情報を的確に知ることができ、救命の一助となるものです。

希望する方は、担当地区の民生委員・児童委員が訪問したときに、お申込ください。

**対象** 町内在住で65歳以上のひとり暮らしの方

**配付品** 救急医療情報キット「救急 命のバトン」一式  
(救急情報用紙、ケース、マークステッカー)

**料金** 無料

**問** 福祉課社会福祉班 ☎84-1257



**対象者**  
平成28年1月1日に横芝光町に住民登録があり、平成28年度分の住民税が課税されていない方  
※平成28年度分の住民税が課税されている方の扶養親族等になっている場合や生活保護を受給している方は対象となりません。

**支給額**  
1人 15,000円

**申請場所**  
役場1階 給付金受付会場

臨時福祉給付金は、平成26年4月の消費税率の引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方へ臨時的な措置として支給されるものです。  
今回は、4月から平成31年9月までの2年半分が一括して支給されますので、申請書が届いた方は、申請書と必要な書類を提出してください。

## 臨時福祉給付金(経済対策分)の申請を受付

申請期間

4月10日(月)～

7月10日(月)

厚生労働省の相談窓口  
(専用ダイヤル)

☎0570(037)192

午前9時～午後6時

※土・日曜日、祝休日も

開設していません。

※振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください。



**問** 福祉課社会福祉班

☎(84)1257